

●香川県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年3月7日

香川県監査委員 林 勲
同 鍋 嶋 明 人
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

- 1 監査対象部局 政策部
2 監査対象年度 平成24年度
3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について</p> <p>かがわジュニア・ニューフィルハーモニック・オーケストラの受講料収入を減額しているが、減額の根拠が規定されておらず、納付者への通知も行われていなかった。また、収入調定伺書に決裁年月日、発送年月日、納入通知書の発行年月日、納期限が記入されていなかった。（文化振興課）</p> <p>イ 支出事務について</p> <p>(ア) 昨年度に続き、住民基本台帳ネットワークシステム香川県サーバ等賃貸借契約について、仕様書に定める「業務実施計画書」が提出されていなかった。（自治振興課）</p> <p>(イ) 平成24年度の消防設備に係る業務委託について、履行確認の基礎となる成果報告書に、提出者の名称及び提出年月日が記載されていなかった。（東京事務所）</p> <p>(ウ) 吉田ダムエレベーター保守点検業務について、契約書及び仕様書で定める年次細密調査に係る報告書の提出を受けていなかった。（小豆総合事務所）</p> <p>ウ 旅費事務について</p>	<p>ア 収入事務について</p> <p>平成25年7月1日付で減額の根拠を規定した規約を制定した。</p> <p>収入調定伺書への決裁年月日等の記載については、今後、記入漏れのないよう確認する。</p> <p>イ 支出事務について</p> <p>(ア) 平成25年7月からは毎月、仕様書に定める「業務実施計画書」の提出を受けている。</p> <p>(イ) 今後、委託業者から提出される報告内容の確認を徹底する。</p> <p>(ウ) 直ちに委託業者から報告書を提出させた。今後、報告書の提出の確認を徹底する。</p> <p>ウ 旅費事務について</p>

県外旅費について、帰着日から6か月を経過して支出しているものがあつた。(文化振興課)

エ 手当の支給について

(ア) 週休日に県外出張した職員に対し、週休日の振替手続が行われておらず、また超過勤務手当も支給されていなかった。(政策課)

(イ) 超過勤務命令時間を確認せず命令していたものが多々あつた。(予算課)

(ウ) 県外出張時の超過勤務手当について、超過勤務時間に移動時間を算入するなど、超過勤務の命令や確認ができていないものがあつた。(文化振興課)

(エ) 超過勤務手当について支給漏れがあつた。(小豆総合事務所)

オ 契約事務について

消耗品の購入に当たり、予定価格が3万円を超える場合は2人以上の者から見積書を徴する必要があるが、分割発注をすることにより競争性を損ねている事例が4件あつた。(県立ミュージアム)

カ 財産事務について

昨年度に続き、公有財産簿の「立木」の登記の抹消について、修正手続ができていなかった。(政策課)

キ 物品の管理について

(ア) 外郭団体への備品の貸付けについて、物品貸付契約書を作成していないものがあつた。(県産品振興課)

(イ) デマンド監視装置について、

今後、毎月、出張申請・報告手続について確認する。

エ 手当の支給について

(ア) 平成25年7月に当該職員に対して超過勤務手当を支給した。今後、振替手続及び超過勤務手当の支給の確認を徹底する。

(イ) 今後は、各グループリーダーにおいて超過勤務命令時間等を確認した上で、所属長が命令するよう徹底する。

(ウ) 移動時間が算入された超過勤務手当については平成25年6月に返戻手続をとつた。今後は超過勤務の命令及び確認時に出張時の超過勤務時間に移動時間が含まれていないかの確認を徹底する。

(エ) 支給漏れのあつた超過勤務手当について、平成25年9月に支給した。今後、超過勤務手当の支給の確認を徹底する。

オ 契約事務について

予定価格が3万円を超える消耗品の購入については、2人以上の者から見積書を徴収し、競争性を確保すること、可能な限り定期一般競争見積りを活用することを徹底した。

カ 財産事務について

公有財産簿の「立木」の登記の修正手続を平成25年5月に行つた。

キ 物品の管理について

(ア) 備品の貸付けにおいて、物品貸付契約書を作成していなかったものについて、速やかに契約書を作成した。今後、作成漏れがないよう徹底する。

(イ) デマンド監視装置の出納につ

借入品出納保管簿に登録されていなかった。(東山魁夷せとうち美術館)

ク 自主検査について

(ア) 県に事務局を置く任意団体等の会計事務を県が行う場合は、所属長が年2回以上、無通告で自主検査を実施することとされているが、所管する4団体について、いずれも自主検査ができていなかった。(文化振興課)

(イ) 県に事務局を置く任意団体等の会計事務を県が行う場合は、所属長が年2回以上、無通告で自主検査を実施することとされているが、自主検査ができていない団体があった。(県産品振興課)

(ウ) 県に事務局を置く任意団体等の会計事務を県が行う場合は、所属長が年2回以上、無通告で自主検査を実施することとされているが、所管する3団体について、前年度の未実施に続き、当年度も1度しか自主検査ができていなかった。(東京事務所)

いて、借入品出納保管簿に登録した。

ク 自主検査について

(ア) 4団体のうち、1団体については、平成25年5月30日及び9月30日に自主検査を実施した。また3団体については平成25年9月30日に1回目の自主検査を実施し、年度末までに2回目を実施する。今後、全ての団体について、年2回以上、無通告で自主検査を実施する。

(イ) 団体は平成25年3月末に解散し、本来ならば平成25年3月までに実施しなければならなかった自主検査については、同団体の清算に合わせて、平成25年5月中に実施した。今後、全ての団体について、年2回以上、無通告で自主検査を実施する。

(ウ) 平成25年10月31日に1回目の自主検査を実施し、年度末までに2回目を実施する。今後、全ての団体について、年2回以上、無通告で自主検査を実施する。